

清須市  
子ども・子育て支援事業計画  
(計画素案)

平成 27 年 3 月



# はじめに

平成 27 年 3 月

清須市長 **加藤 静浩**

## 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	3
1 計画策定の趣旨と背景 .....	3
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	4
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	5
1 統計による清須市の状況 .....	5
2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要 .....	12
3 清須市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価 .....	19
4 現状・課題のまとめと今後の方向性 .....	20
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	22
1 計画の基本理念 .....	22
2 計画の基本的な視点 .....	23
3 施策体系 .....	24
<b>第4章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	25
1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項 .....	25
2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項 .....	29
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項 .....	34
<b>↓ここは第4章のなかにもりこむ</b> .....	
1 保育サービスの向上 .....	
2 子ども・子育て支援事業等の施設整備 .....	
3 子ども・子育て支援と仕事の両立支援の推進 .....	
4 子ども・子育て支援サービスの拡充等の経済的支援 .....	
5 家庭・地域の子育て力の充実 .....	
<b>第5章 その他関連施策の展開</b> .....	
1 地域における子育て支援の推進 .....	
2 子ども「生きる力」の育成 .....	
<b>第7章 推進体制</b> .....	
1 計画の推進に向けて .....	
2 計画の評価・確認等 .....	



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成25年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.43と、平成23年の1.39、平成24年の1.41と比べ、僅かに上昇傾向にあるものの、人口を維持するための出生率2.08にはまだまだ遠い数値となっています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きが見られ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。子ども・子育て新システム検討会議の設置を手始めに、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、幼保一体化を含む、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していく体制づくりが求められています。

本市は、平成21年度に「清須市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、本市においても少子化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「清須市次世代育成支援行動計画<後期計画>」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「清須市総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



# 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

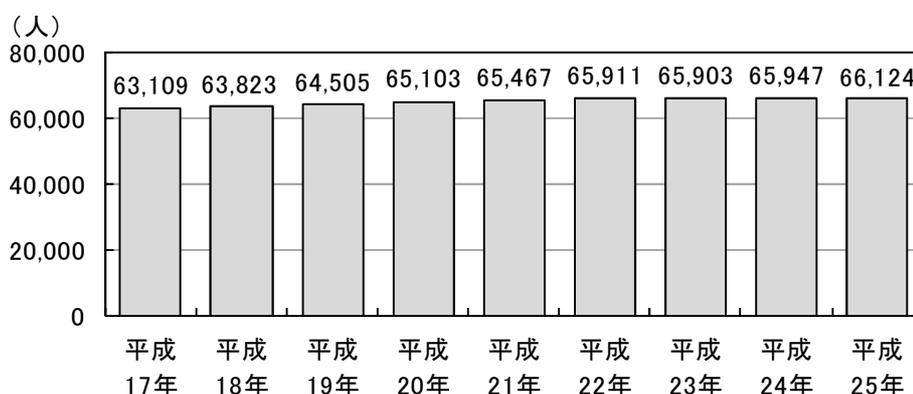
## 1 統計による清須市の状況

### (1) 人口の推移と世帯数

平成17年から平成25年までの人口推移をみると、平成22年までは一貫して増加傾向にありましたが、それ以降は概ね横ばいの傾向で推移しています。

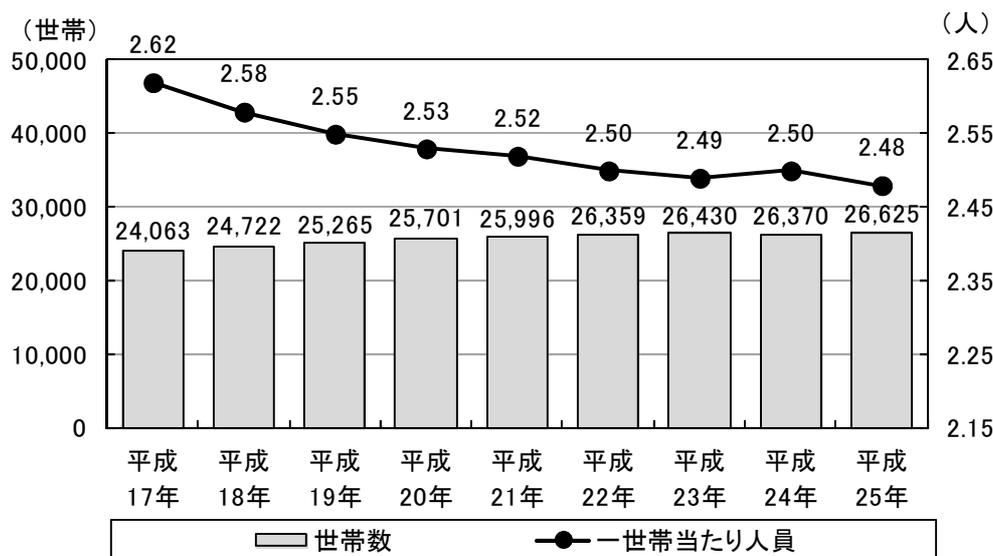
また、世帯数も同じような傾向で推移していますが、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。全体的にみると、世帯数の増加と1世帯当たり人員の減少がみられ、核家族化の進行がうかがえます。

■清須市の人口の推移



資料:清須市住民基本台帳(各年10月1日時点)

■清須市の世帯数と一世帯当たりの人数



資料:清須市住民基本台帳(各年10月1日時点)

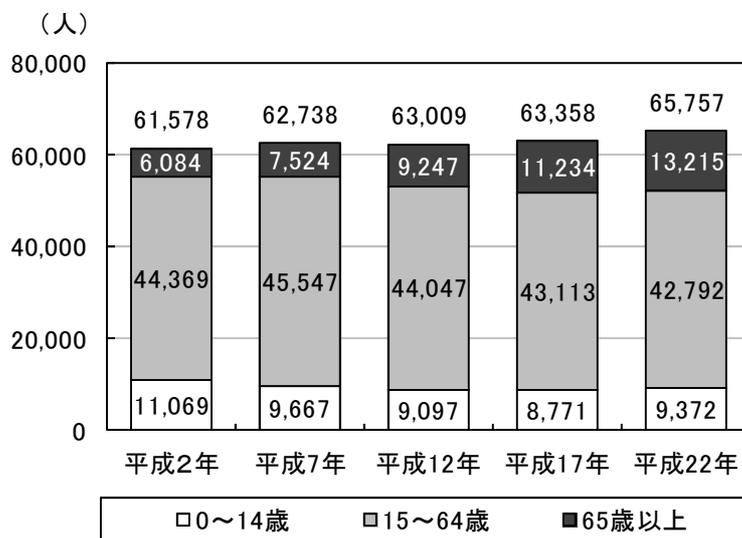
## (2) 年齢3区分別人口の推移

清須市の年齢3区分別人口の推移をみると、0歳から14歳の年少人口の割合は増減を繰り返しながら横ばいであり、15歳から64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口は増加しています。

特に、65歳以上（老年人口）は年々増加しており、平成2年では、65歳以上が占める割合（高齢化率）は9.5%でしたが、平成22年においてはその割合が20%を超え、住民の5人に1人は65歳以上の高齢者になっています。

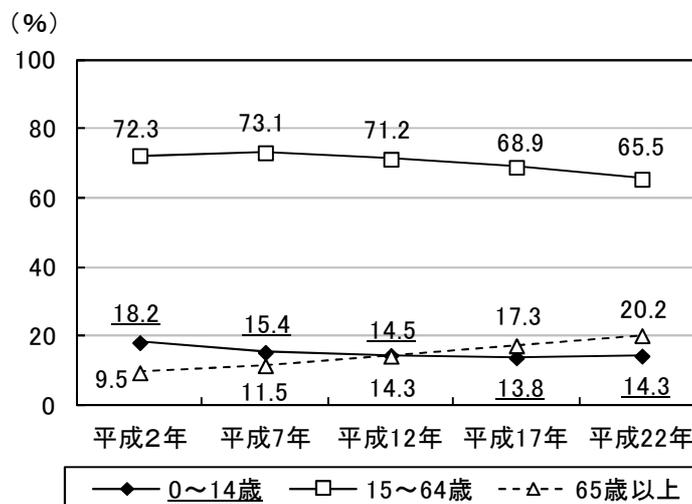
0歳から14歳（年少人口）人口をみると、平成2年から平成17年までは減少傾向でしたが、平成22年においては、増加しています。

■ 年齢3区分別人口構成



※年齢不詳者がいるため、各年齢区分の合計と総数は一致しない  
資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口構成比



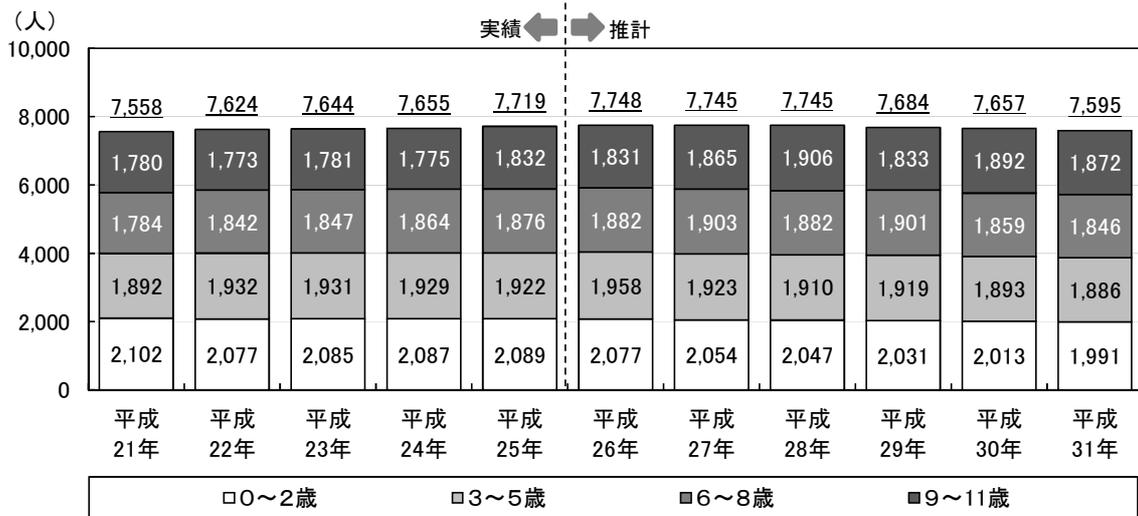
資料：国勢調査

### (3) 児童人口の推移と推計

総合計画における人口の見通しと、平成25年までの住民基本台帳の実績を比較すると総合計画を上回ることから、平成21年から平成25年の人口の推移を勘案し、将来人口を新たに推計しました。

0～11歳の将来人口は、平成26年まで7,748人と微増し、平成31年では7,595人となる推計となっています。

#### ■11歳未満児の人口推移と推計



#### ■11歳未満児の年齢別人口推移と推計

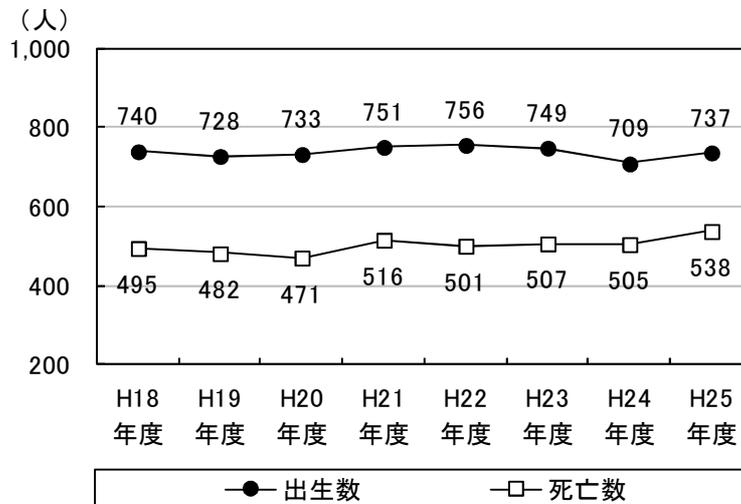
年齢	実績					推計					
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	698	710	690	691	703	694	693	689	681	674	667
1歳	691	707	721	704	691	710	691	687	683	676	668
2歳	713	660	674	692	695	673	670	671	667	663	656
3歳	635	676	633	640	666	664	669	645	646	642	638
4歳	626	635	669	623	639	660	620	652	629	630	626
5歳	631	621	629	666	617	634	634	613	644	621	622
6歳	612	634	611	615	651	603	679	626	606	636	614
7歳	599	607	629	614	625	658	584	675	623	603	632
8歳	573	601	607	635	600	621	640	581	672	620	600
9歳	590	576	605	608	628	597	611	640	580	671	619
10歳	600	598	576	591	610	622	655	613	642	582	673
11歳	590	599	600	576	594	612	599	653	611	639	580
合計	7,558	7,624	7,644	7,655	7,719	7,748	7,745	7,745	7,684	7,657	7,595

#### (4) 出生数・死亡数の推移（自然動態<sup>1</sup>）

平成 18 年度から平成 25 年度までの自然動態をみると、出生数が死亡数を上回る自然増の傾向となっています。

出生数については、年々微増・微減しながら推移しており、平成 24 年度では 709 人と、最も多い平成 22 年度の 756 人と比べると、47 人少なくなっています。一方、死亡数については、年々微増・微減しながら、ゆるやかに増加しており、平成 25 年度では 538 人と、最も少ない平成 20 年度の 471 人と比べると、67 人多くなっています。

■ 出生数・死亡数の推移



資料：愛知県人口動向調査

■ 出生数・死亡数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
出生数	740	728	733	751	756	749	709	737
死亡数	495	482	471	516	501	507	505	538
自然増減	245	246	262	235	255	242	204	199
人口数	64,272	64,696	65,236	65,691	65,826	65,702	65,960	66,245
人口増減 (前年比)		424	540	455	135	-124	258	285

資料：愛知県人口動向調査

<sup>1</sup> 【自然動態】 出生・死亡による人口増減のこと。

### (5) 転入と転出の状況（社会動態<sup>2</sup>）

平成 22 年の国勢調査における社会動態をみると、0 歳から 14 歳と、30 歳から 49 歳の年齢層では、転出が転入を下回る社会増の傾向となっていますが、15 歳から 29 歳までの年齢層においては、転出が転入を上回る社会減の傾向となっています。

特に、20 歳から 24 歳の年齢層で転出者数が多く、若い年齢層の減少が人口の動態に影響を与えている傾向がうかがえます。

統計入手しましたら、グラフ化します

	年齢(歳)									
	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
転入者数										
転出者数										
社会増減										
人口										
転出入割合										

※社会増減＝転入者数－転出者数

※人口＝常住者人口

※転出入割合＝社会増減÷人口×100

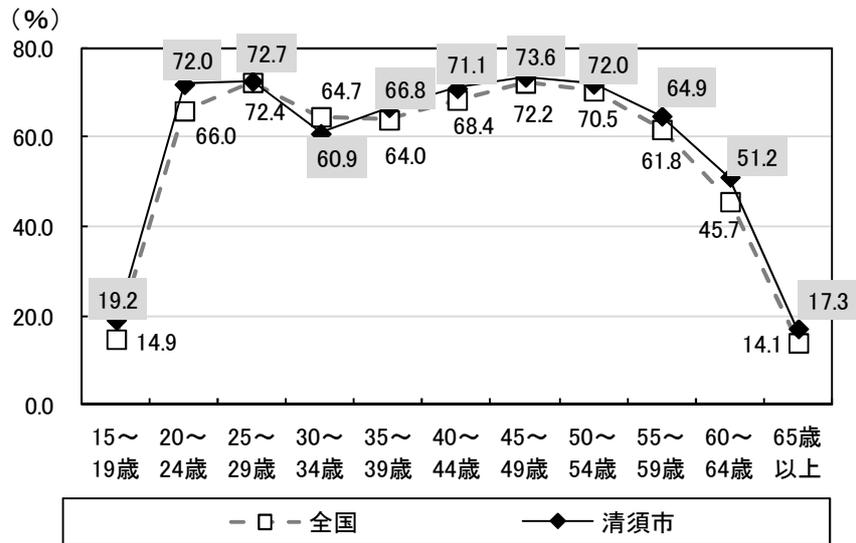
資料：

<sup>2</sup> 【社会動態】 転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

### (6) 女性の就業率<sup>3</sup>

平成 22 年の国勢調査における女性の就業率をみると、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。清須市と国を比べてみると、ほぼ同じ程度の割合で女性が働いていることがわかります。

#### ■女性の就業率

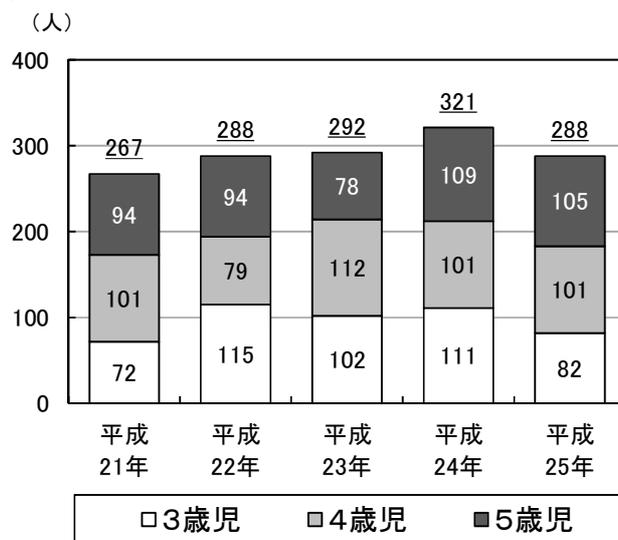


資料：平成 22 年国勢調査

### (7) 市立幼稚園の入園児童数の推移

市立幼稚園の児童数の推移をみると、入園児童数は 270 人から 320 人の間で増加・減少をしつつ推移しています。

#### ■市立幼稚園の入園児童数



資料：学校基本調査

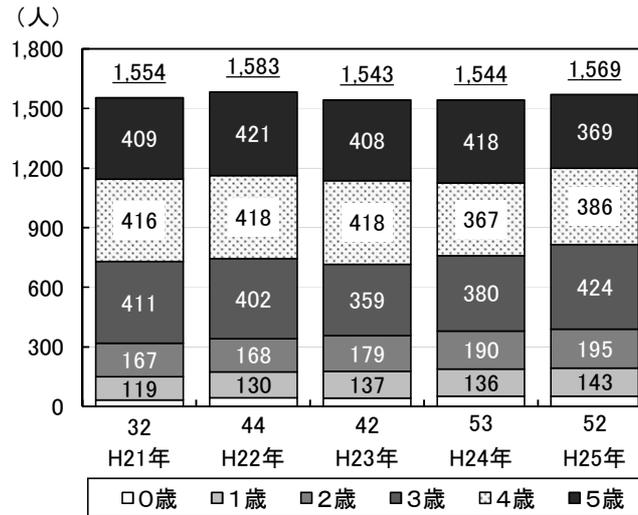
<sup>3</sup> 【就業率】 15 歳以上の人口に占める就業者の割合

## (8) 保育園児数の推移

各年10月1日の保育園児数は、平成22年から平成24年までは若干の減少傾向となっていました。平成25年には増加し、1,569人の園児数となっています。特に、1歳児から4歳児の園児数が増加しています。

また、0歳児の保育園児数も年々増加しており、平成21年の32人から、平成25年には52人と20人増加しています。

■ 歳児別保育園児数の推移

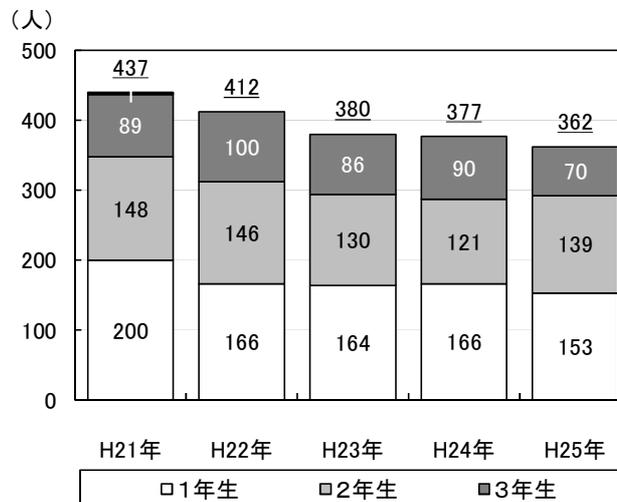


資料：子育て支援課

## (9) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの利用人数は、年々減少しており、平成25年度では、362人となっています。学年別にみると、学年が進むにつれて、利用者が少なくなることが分かります。

■ 放課後児童クラブ利用者数の推移



資料：子育て支援課

## 2 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

### (1) 調査概要

- 調査地域 : 清須市全域
- 調査対象者 : 清須市在住の「就学前児童」をお持ちの保護者（就学前児童調査）  
清須市在住の「1～3年生の小学生」をお持ちの保護者（小学生児童調査）
- 調査期間 : 平成25年9月30日～平成25年10月25日
- 調査方法 : 郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	2,000	1,000	50.0%
小学生児童	1,000	487	48.7%
合計	3,000	1,487	49.5%

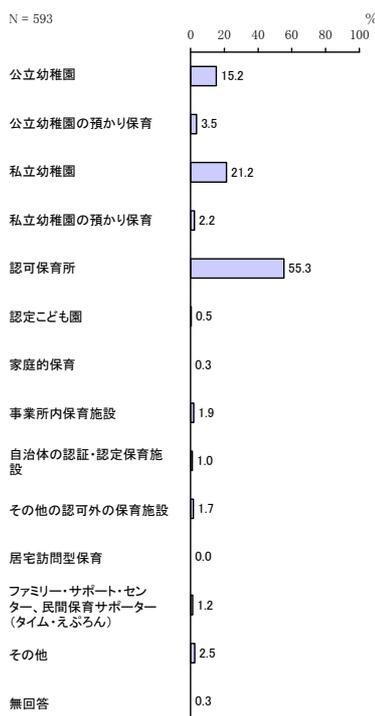
### (2) 結果概要

#### ① 私立幼稚園や認定こども園等を望む教育ニーズについて

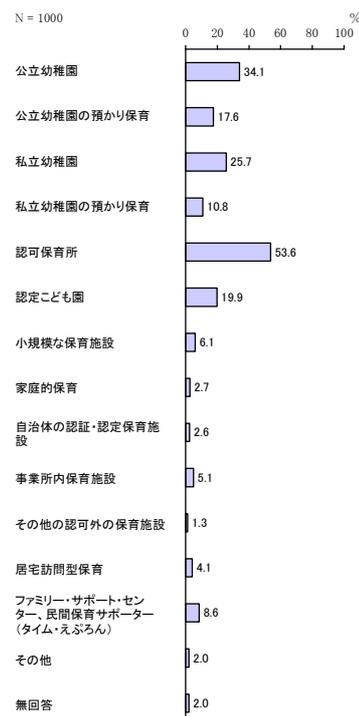
「私立幼稚園」については、現在の利用が21.2%で、今後の利用意向が25.7%、「認定こども園」については現在の利用が0.5%で、今後の利用意向が19.9%となっており教育ニーズが高まっていることがわかります。

#### ■ 現在の平日の教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望(就学前児童)

【現在の平日の教育・保育事業の利用状況】



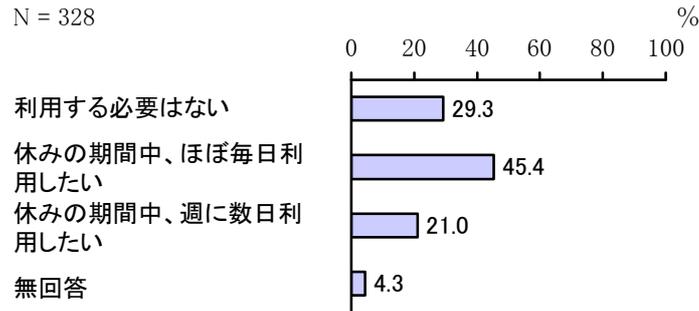
【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】



## ②長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

保育園の利用者において、長期休暇期間中の保育事業利用意向をみると「ほぼ毎週利用したい」が45.4%とニーズが高くなっています。

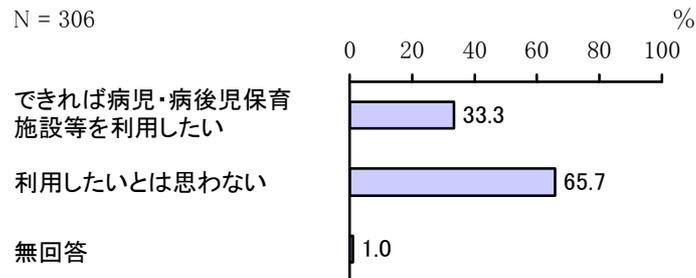
### ■春・夏・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望(就学前児童) ※保育所を利用している方のみ



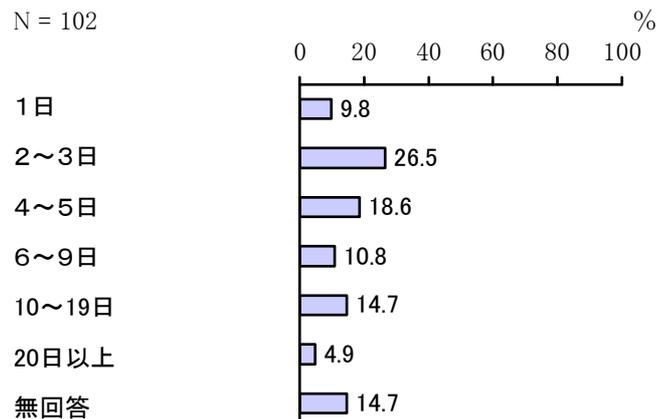
## ③病児・病後児保育事業の利用意向について

病児・病後児保育事業を「できれば利用したいと思った」が、33.3%となっており、利用希望日数については年間で10日以上利用したい割合が約20%となっています。

### ■「病児・病後児保育事業」の利用希望(就学前児童) ※「(就労している)母親、または、父親が仕事を休んで見た」を選んだ方のみ



### ■「病児・病後児保育事業」の利用希望日数(年間)



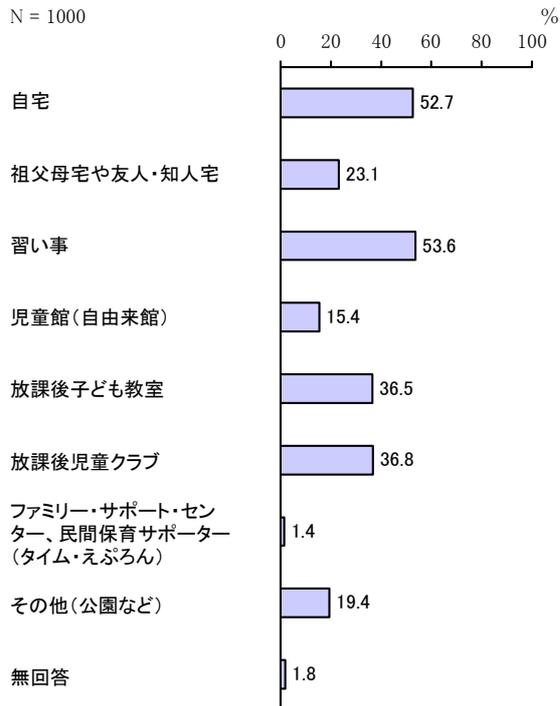
#### ④放課後の過ごし方（放課後児童クラブ、児童館の利用等）について

低学年のうちには児童クラブが36.8%と、一定のニーズはあるものの、高学年になると部活動や習い事などの割合が高くなるため、児童クラブは14.5%にとどまっています。

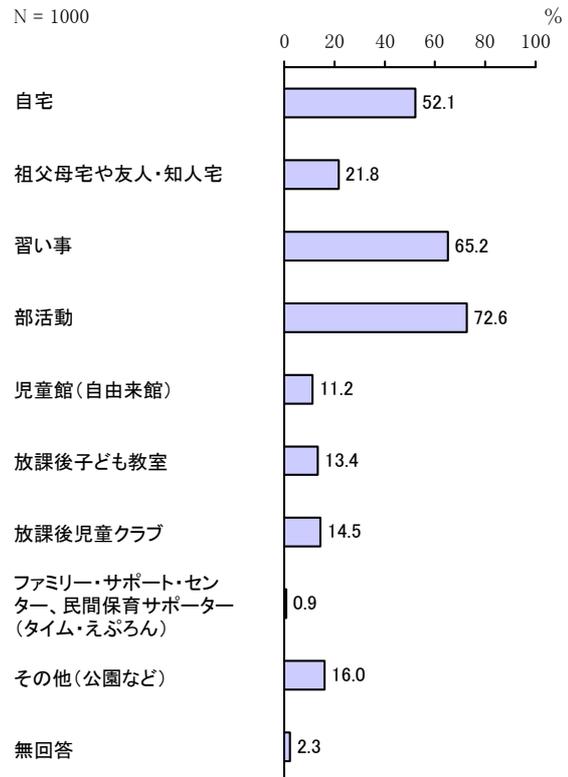
小学校高学年からは、子どもを新たな知識や技術の習得をする場で過ごさせたいと思っていることがうかがえます。

#### ■放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか(就学前児童)

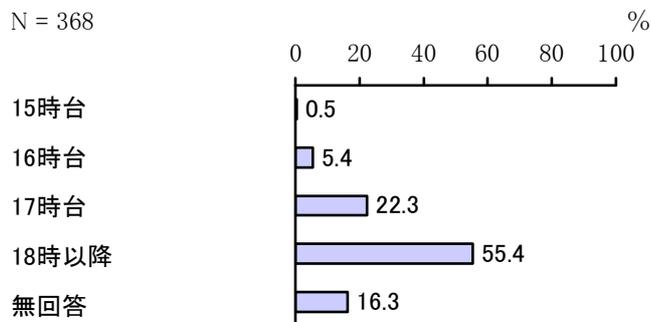
##### 【小学校低学年で過ごさせたい場所】



##### 【小学校高学年で過ごさせたい場所】



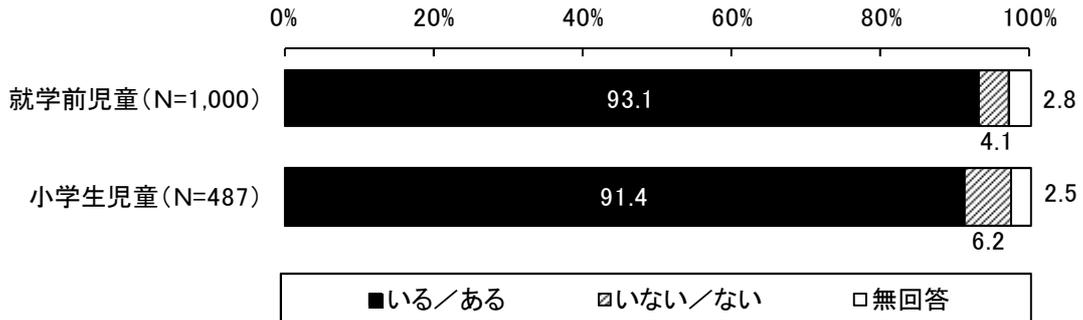
#### ■平日の放課後児童クラブの利用希望時間(就学前児童)



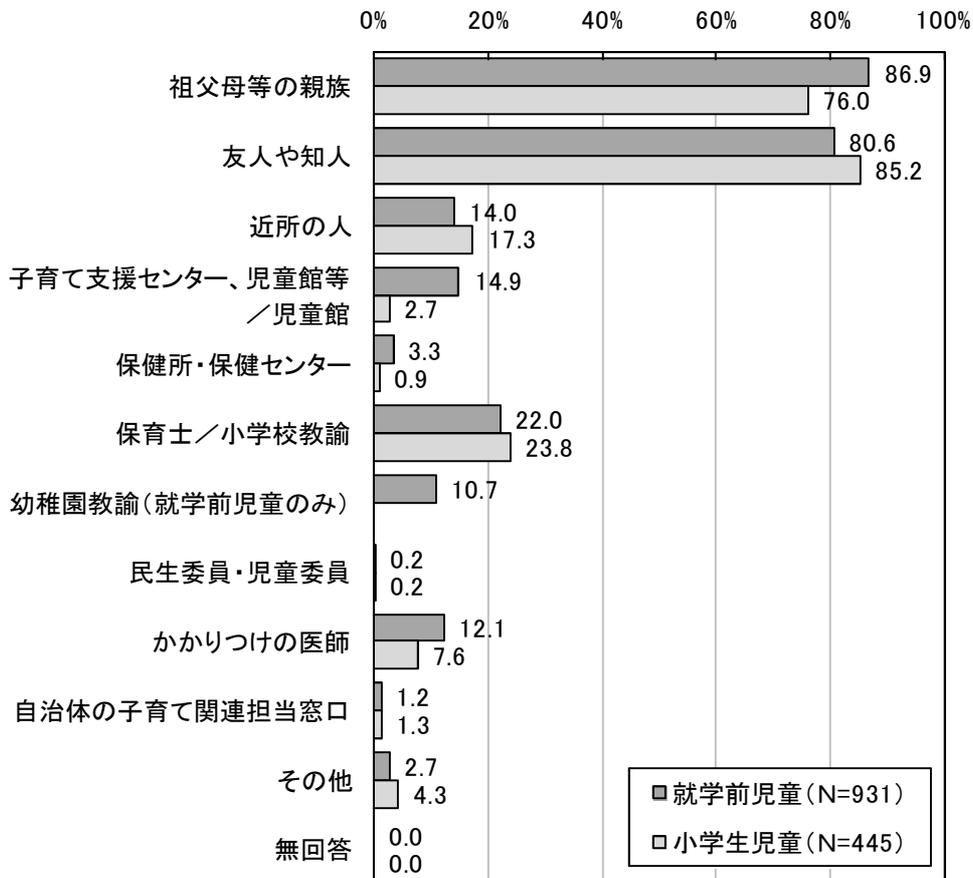
### ⑤相談相手について

子育てについて気軽に相談できる人や場所の有無では「いる（ある）」が90%以上となっています。相談先は親族・友人・知人等、身近な人に相談することが多く、子育て支援者への相談ニーズは限られた割合になっています。

■子育てについて、気軽に相談できる人や相談できる場所の有無(就学前児童、小学生児童)



■相談する相手(就学前児童、小学生児童)

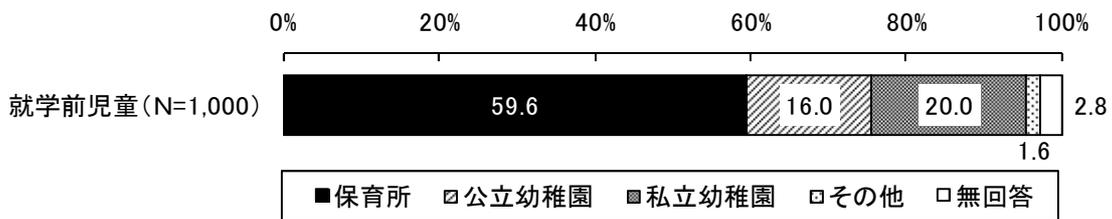


## ⑥清須市の今後の保育・幼児教育について

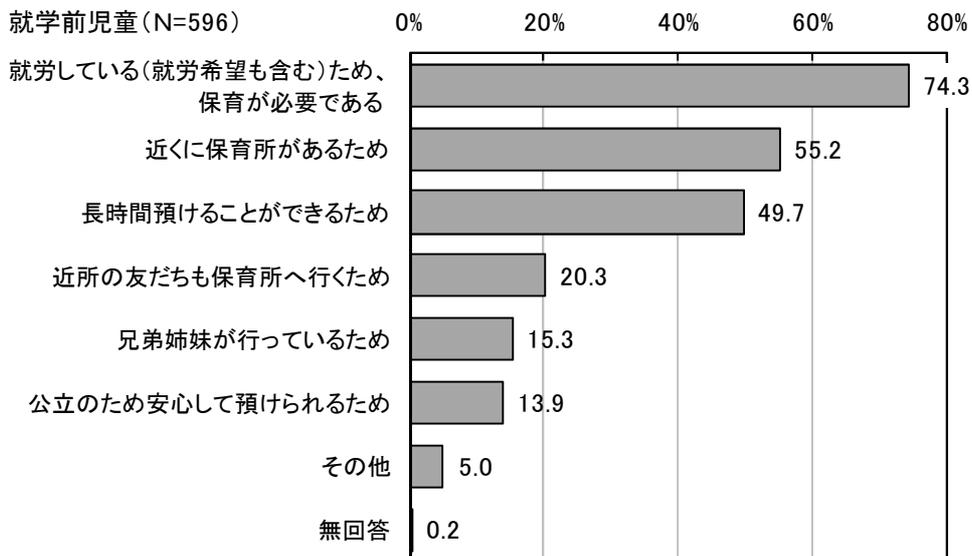
就学前児童のうち「希望」まで加味すると、保育所が約6割、教育ニーズである幼稚園は「公立」と「私立」を合わせると36.0%と4割弱となっています。

保育所通園を希望する理由としては、「就労しているため」が最も多くなっています。公立幼稚園を希望した理由としては、「授業料が安価であるため」「近くに公立幼稚園があるため」という意見が多くなっています。

### ■通園している、または通園希望の施設(就学前児童)

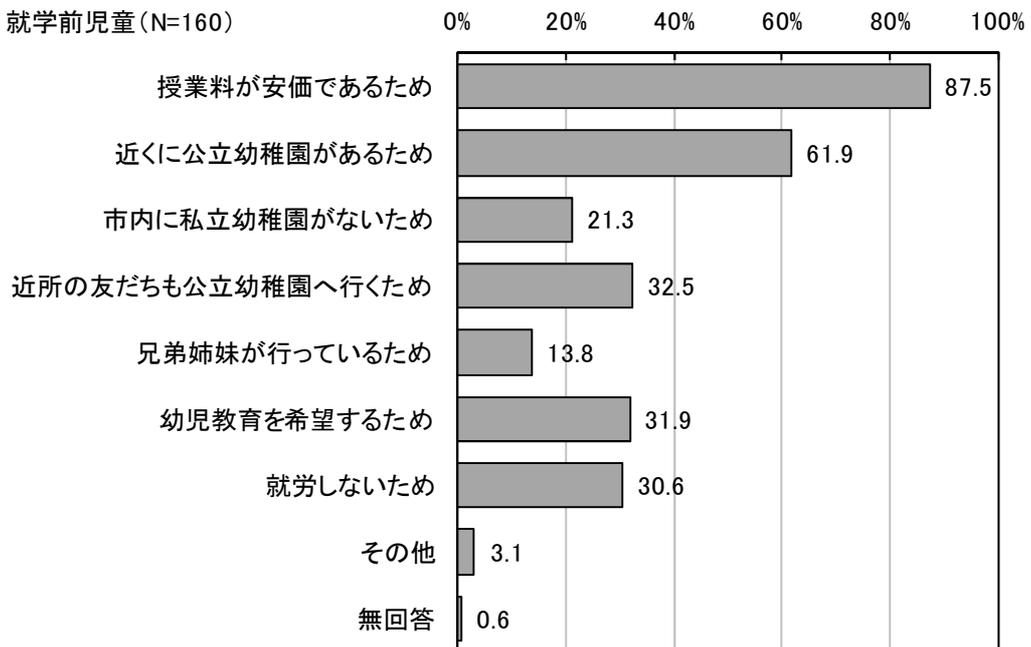


### ■保育所を希望した理由(就学前児童)



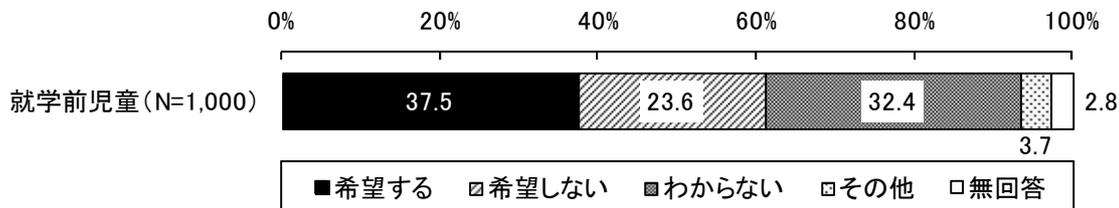
■ 公立幼稚園を希望した理由(就学前児童)

就学前児童(N=160)

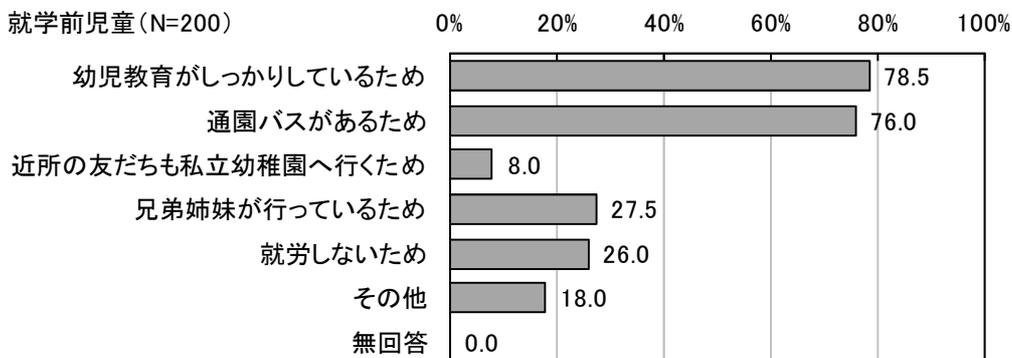


私立幼稚園（清須市内に私立幼稚園はない）の有無については、一定程度の教育ニーズが見られるため、市内に私立幼稚園の設置を検討する必要があります。

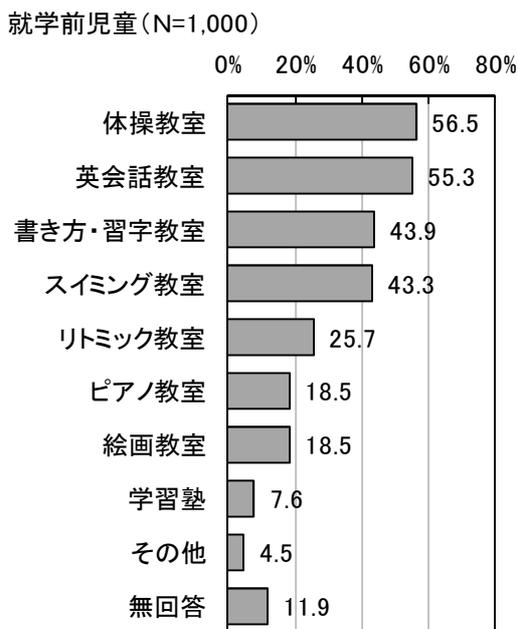
■私立幼稚園が市内にできることの意向について(就学前児童)



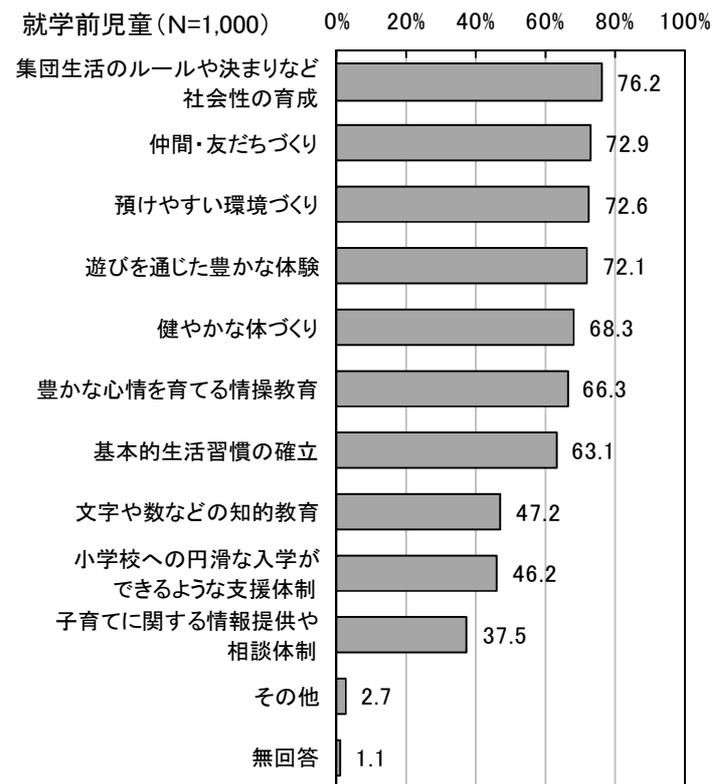
■私立幼稚園を希望された理由(就学前児童)



■私立幼稚園に望むカリキュラム



■教育・保育にとって重要な要素



### 3 清須市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価

#### (1) 事業評価の方法

施策別の「制度の啓発周知度」「他の部署との連携」「施策の総合検証」の達成状況を把握するため、各評価項目を点数化し、次記の算式に基づいて達成率を算出しました。

$$\text{達成率} = \frac{\text{各評価の点数の合計}}{\text{各評価の満点の合計}}$$

制度の啓発周知度	点数	他の部署との連携	点数	施策の総合検証	点数
できている	3点	常に連携	3点	良好	4点
概ねできている	2点	概ね連携	2点	概ね良好	3点
あまりできていない	1点	あまり連携していない	1点	やや不良	2点
		連携が不要な事業	—	不良	1点

#### (2) 事業評価結果達成状況の一覧

	制度の啓発周知度	他の部署との連携	施策の総合検証
<b>1 『地域』における子育て支援の推進</b>			
(1) 子育て交流・地域コミュニティづくり	66.7%	75.0%	79.2%
(2) 地域における子育て支援サービスや相談体制の充実	69.4%	90.9%	77.1%
(3) 児童虐待への対応	77.8%	94.4%	87.5%
<b>2 子どもの『生きる力』の育成</b>			
(1) 心豊かで創造性を育む教育の推進	78.7%	75.4%	83.0%
(2) 主体性を育む多様な体験・学習の場づくり	78.6%	69.0%	80.4%
<b>3 『家庭』における子育てと社会活動の両立支援</b>			
(1) 親子のふれあいの推進	86.7%	60.0%	85.0%
(2) 子育て世代の社会参加の支援	53.3%	46.7%	65.0%
(3) 子育て支援サービスの充実	84.4%	78.8%	86.7%
(4) ひとり親家庭への支援	75.0%	66.7%	81.3%
(5) 障がいのある児童の育成環境の充実	80.6%	84.8%	85.4%
<b>4 妊娠・出産から生涯にわたる『健康』づくり</b>			
(1) 安心して妊娠・出産ができるための支援	78.8%	72.2%	72.7%
(2) 乳幼児の健やかな成長支援	76.9%	75.8%	80.8%
(3) 学齢期・思春期の心と体の健康づくり	63.0%	59.3%	69.4%
<b>5 『安心・安全』のまちづくり</b>			
(1) 子どもの遊び場と居場所の整備	66.7%	66.7%	75.0%
(2) 安全で快適な生活環境の整備	76.2%	71.4%	75.0%
(3) 子どもを犯罪から守る対策の強化	72.7%	81.5%	81.8%

## 4 現状・課題のまとめと今後の方向性

### (1) 現状と課題

#### ① 教育・保育機能・施設の充実

年少人口の推計値では、今後、0歳児から11歳児までの児童数は、ほぼ横ばいで推移していくとみています。そうした中で、保護者の多様な就労状況に伴って、乳児（0歳～2歳児）の保育ニーズは年々、高まっています。また、高度化する幼児教育を求める保護者のニーズも増加傾向になっています。

そのため、保育所の施設整備を推進することはもちろんのこと、民間活力を導入し、幼児教育を推進させ、教育・保育の分野がそれぞれ連携して質を高め、教育・保育の体制を充実させていく必要があります。

特に、育児をしながら働きたい母親は多く、就労意欲もあることから、3歳未満児の保育ニーズに対応していく必要があります。

#### ② 保育の拡充・見直しについて

本市は市域が狭く、車であれば遠くても約15分程度で移動が可能なことから、保育の区域については、従来と同様に市全体で考えています。しかしながら、保護者にとっては、出来るだけ近くの保育所に通わせたい、また小学校に入学する前には小学校区域にある保育所に通わせたいとの要望に応えるため、可能な限り近くの保育所をご紹介します。そのため、保育施設の充実、施設整備を進めています。

また、保護者ニーズの高かった病児保育事業等、支援の充実を図り、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

#### ③ 施設・支援等の運営の見直し

本市は旧4町が合併し誕生しましたが、合併後、各旧町の資源をそのまま受け継いできた経緯もあり、各地域の施設や支援に多少の違いが生じています。児童館（一部は小学校）にて行われている「放課後児童クラブ」は、施設の老朽化や、児童数の偏り等の影響により、今後見込まれる高学年児童に対しての事業展開方法を、放課後子ども教室との連携も含め、検討が必要です。

#### ④ 親育ちと親同士の交流ができる場づくり

ニーズ調査の自由回答や、実施した市民によるワークショップにおいて、子育てに関する知識向上を目的とした「親育ちのための勉強会」や、同じ立場の親同士が交流や、子育てについての意見交換等の機会が必要であることが分かりました。「共有」の場づくりを盛んにし、市民同士のネットワークが形成された後は市民主導型に移行できるような体制づくりが求められています。

#### ⑤ 支援事業の広報や周知について

子ども・子育てに関する支援サービスについては、毎年「子育て応援ガイド」として作成しています。しかし、ニーズ調査や市民の声を聞くと、子育て応援ガイドの存在を「知らない」という声が多く、周知方法などを検討する必要があるとともに、今後は、子育て全般のことが一つにまとめられた冊子を発行するなど、より効果的なガイドブックの作成を検討し、充実させていく必要があります。

#### ⑥ 子育て世代の社会参加のための支援

子育て世代の社会参加の支援については、次世代行動計画から施策の中心として取り組まれており、今後の施策の中でもより推進するものとされています。

特に、女性の就労支援のためには、受け皿である企業側の子育てへの理解と協力を欠かすことはできません。子育て世代が安心して子育てをしながら就労することができる支援づくりが求められています。

# 第3章 計画の基本理念と基本目標

## 1 計画の基本理念

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分を愛し、大人を信頼していくようになります。周囲からの温かいまなざしや大切にされているという実感が、他の人や物、自然を大切にしようとする心を培っていきます。そうして育った子どもの表情は、常に明るく、何より微笑ましいものです。

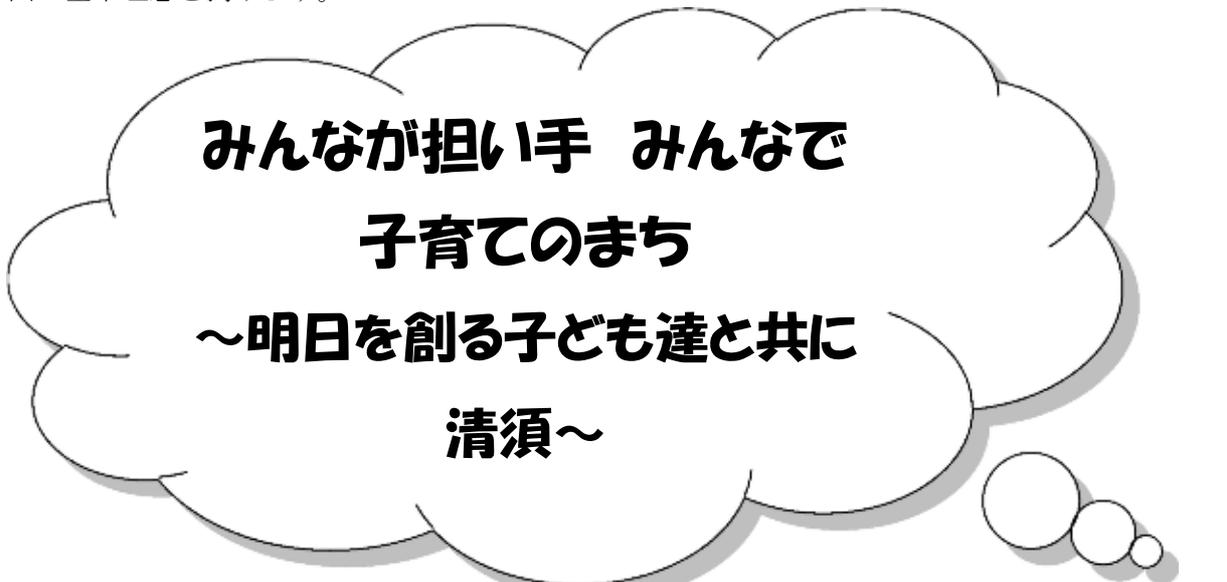
そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが求められています。

そして、その子どもたちを育てる父親や母親、また、これから子どもを生み育てる次代の親たちが、子育ての意義についての理解を深めることによって、子育てに対する喜びを実感することができるまちづくりを、地域全体で推進していかなければなりません。

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においては、本計画の前身にあたる「清須市次世代育成支援行動計画」において、子どもの主体性を尊重し、子どもと大人と一緒に地域づくりを進めるとともに、様々な活動を通して次世代の親を育むとしています。また、保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提に、子育てと仕事や社会活動が継続できる保育サービスの充実を図るとともに、地域の見守り活動などにより、安心して子育てができ、子どもが元気でいきいきと暮らせるまちを目指して、「時代を創る次世代が輝くまち きよす」を基本理念として掲げてきました。

この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。



**みんなが担い手 みんなで  
子育てのまち  
～明日を創る子ども達と共に  
清須～**

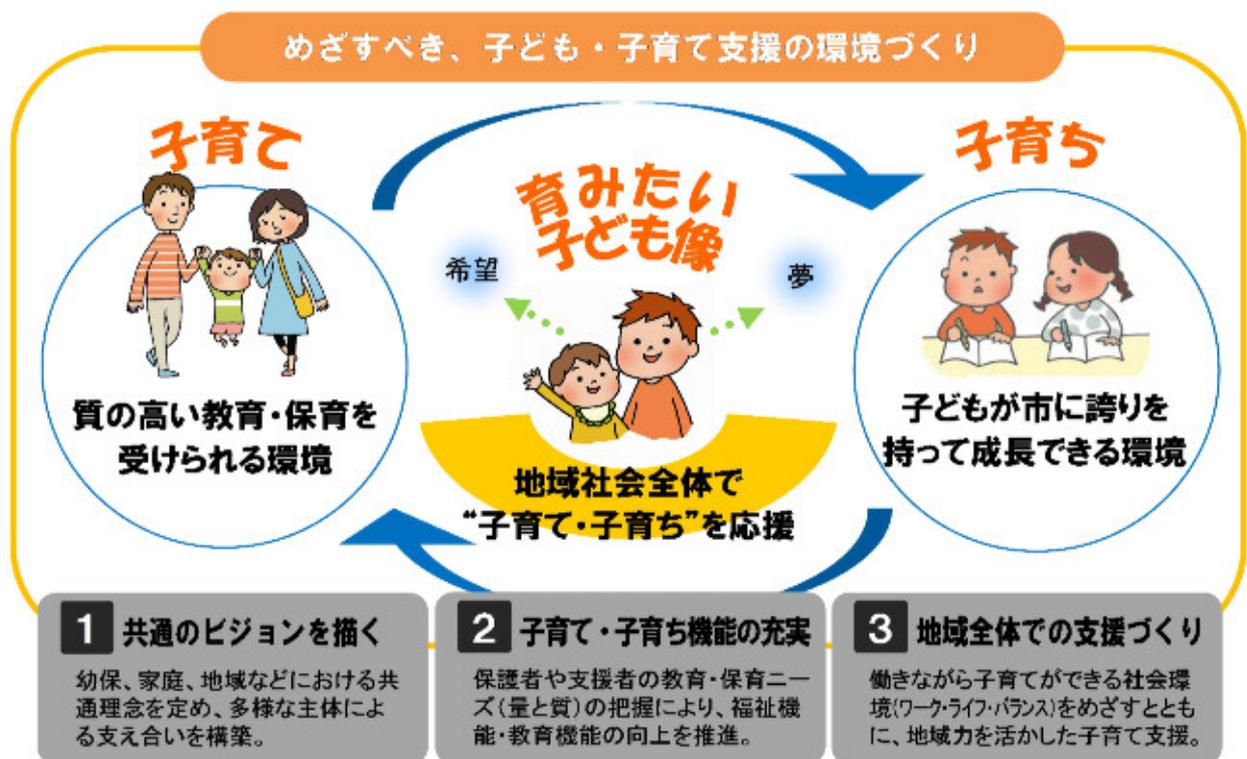
## 2 計画の基本的な視点

本計画の策定にあたっては、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におくことが大切です。

この視点をもとに、子どもの成長をとらえるとすれば、教育・保育の充実のみならず、乳幼児から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていく必要があります。

そのため、本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、すべての子どもの成長にかかわる子育て支援を一体的にとらえ、子どもの成長に合わせて、広がっていく計画としていきます。

こうした視点を取り入れ、育みたい子ども像を実現し、本市に住むすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることをめざします。



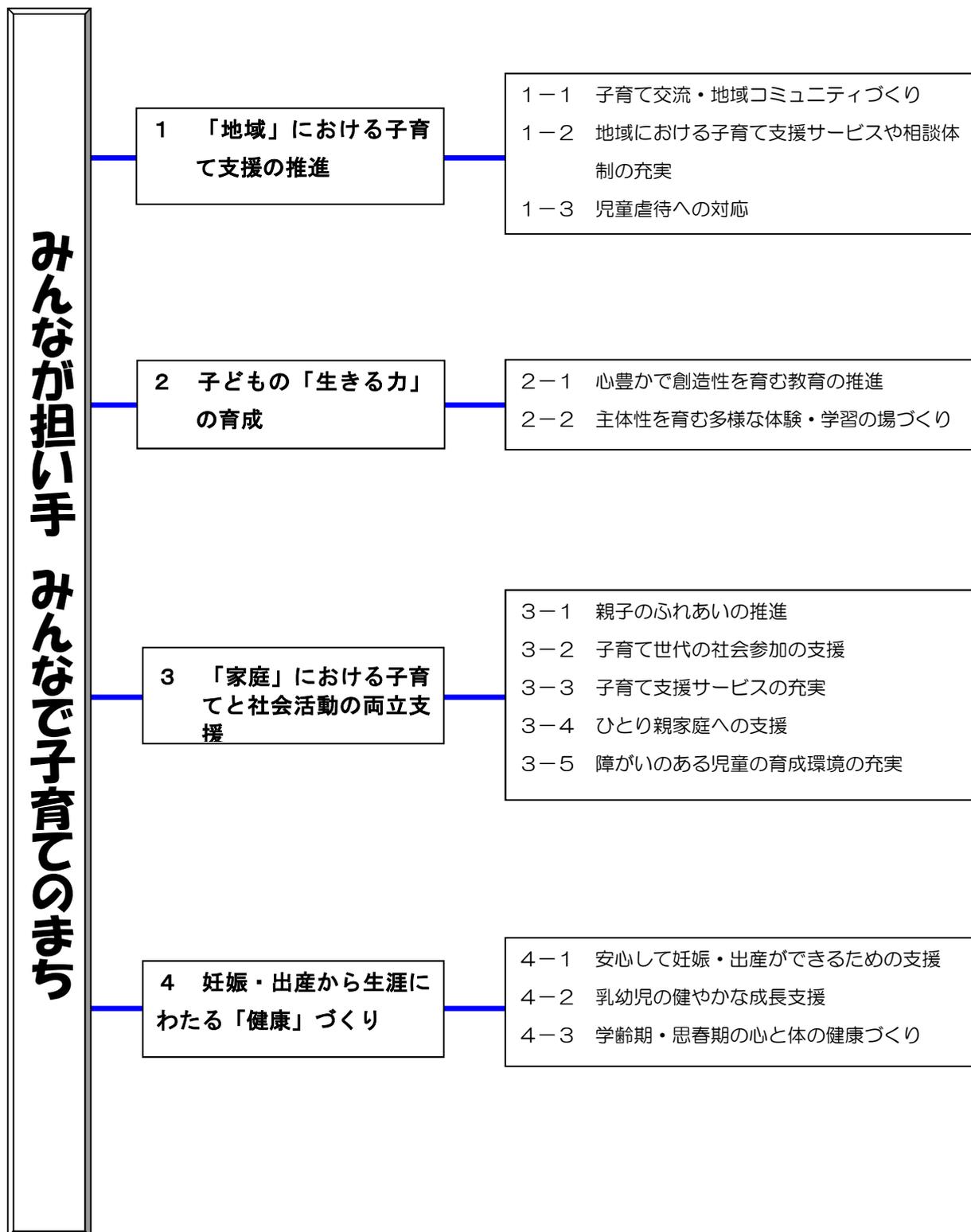
### 3 施策体系

清須市次世代育成支援計画の方向性や施策を引きつぎ、清須市の子ども・子育てに関する施策全般について取り組みを進めます。

【基本理念】

【基本目標】

【主要施策】



# 第4章 子ども・子育て支援事業計画

## 1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

### 国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

## 1. 区域設定における法的根拠

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

### ■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

**第61条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、**地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）**ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（以下省略）

## 2. 区域設定における国の基本指針

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）では、以下のとおり「教育・保育の提供区域」の設定の考え方について示しています。

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、子どもの区分又は事業ごとに設定することができる。

## 3. 区域設定におけるポイント

「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

### POINT 1 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか

設定した各区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差が生まれないことが必要である。細かく細分化し区域を設定することで、特定の区域には複数の教育・保育施設を有し、他の区域においては施設がないなど、極端な格差が生まれないよう配慮が求められる。

### POINT 2 区域内の広さが日常的な生活圏域とかけ離れていないか

設定した区域の広さとして、交通事情など含め、移動が容易であることが求められる。教育・保育施設の利用に当たり、移動時間がかかり過ぎることは避ける必要がある。

#### 4. 教育・保育及び子育て支援事業の提供区域の設定

事業		提供区域と考え方	
教育・保育施設	認定こども園 幼稚園 保育所	市内全域	保護者が比較的負担感なく送迎でき、保護者や子どもが利用しやすい。既存施設を効率的に活用でき、需給調整がしやすい
地域型保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育	市内全域	
時間外保育（延長保育）事業		市内全域	教育・保育施設での利用となるため
放課後児童健全育成事業		小学校区	当該事業の基本となっている「小学校区」とする
子育て短期支援（ショートステイ）事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、市内全域とする
一時預かり		市内全域	教育・保育施設での利用となるため
病児・病後児保育事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、市内全域とする
子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、市内全域とする
利用者支援に関する事業		市内全域	利用実態や供給体制を踏まえ、市内全域とする



## 2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

### (1) 子ども・子育て支援新制度における「認定」と「給付」について

子ども・子育て支援新制度では、市が保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を開始する仕組みです。

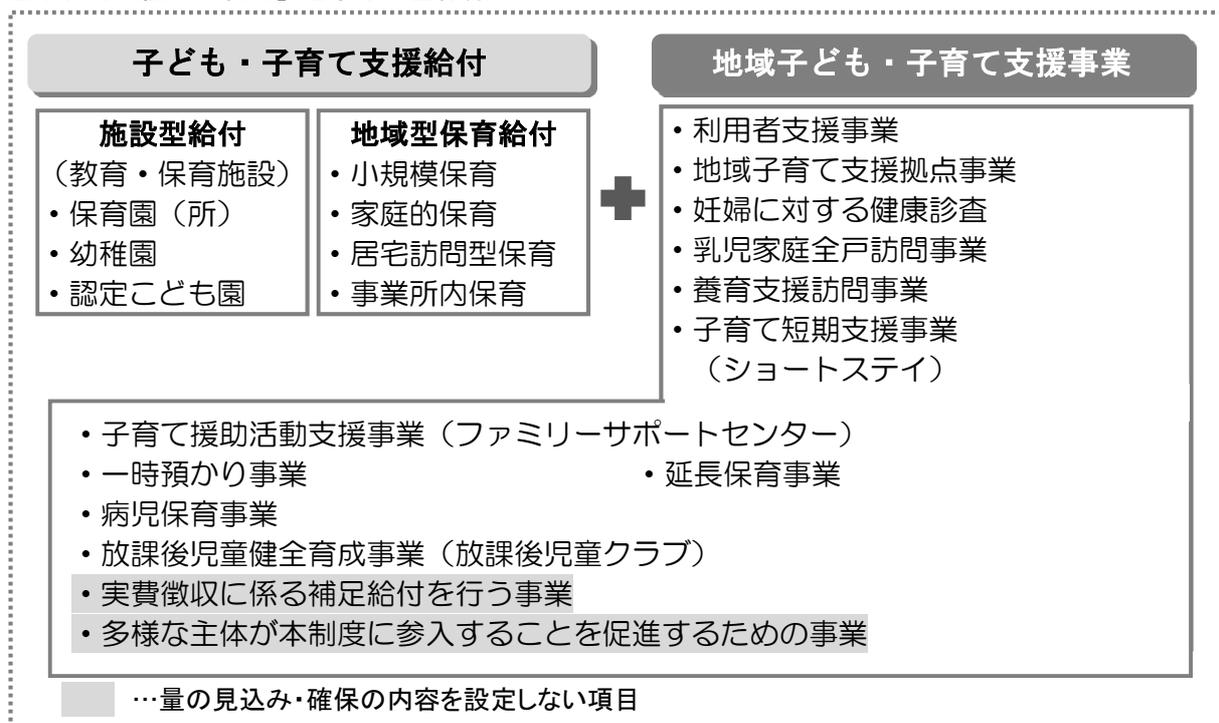
保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要分）について、設定されます。

#### ■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3－5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

子ども・子育て新制度の下では、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。また、保護者の様々な子育てニーズに対応するため、「地域子ども・子育て支援事業」として、様々な形の支援サービスが地域の実情に応じて整備されます。

#### ■子育て支援の「給付」と事業の全体像



## (2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

- ・ 教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

### ■認定区分と提供施設

対象となる子ども		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり(教育のニーズあり)	保育の必要性あり(教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	地域型保育事業		△	△	○

### ■清須市の教育・保育施設数(平成26年度時点)

	実施か所	平成25年度実績	定員
幼稚園	2	288人	520人
保育園	13	1,569人	1,740人
認定こども園	無し	-	-
認可外保育施設	2	2人	38人
事業所内保育施設	0	-	-



①1号認定・2号認定(教育ニーズあり)(人)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
A 量 の 見 込 み	1号認定	528	527	531	521	520
	2号認定(教育 のニーズあり)	164	160	159	160	158
	A 合計	692	687	690	681	678
B 確 保 の 内 容	市立幼稚園	405	215	215	215	215
	私立幼稚園ま たは認定こど も園	-	100 予定	100 予定	100 予定	100 予定
	広域の幼稚園	400	400	400	400	400
	B 合計	805	715	715	715	715
B-A		113	28	25	34	37

【提供体制の考え方】

清須市には公立の幼稚園が2園あり、私立の幼稚園はありません。

幼稚園は西枇杷島地区に偏在しており、この地区の保育ニーズに対応するため、平成28年度に新設の保育園を開園（時期は予定）と共に、平成27度末にて西枇杷島第2幼稚園を閉園します。

平成28年度、夢の森保育園跡地に、私立の幼稚園もしくは認定こども園を誘致することで、特色のある教育環境の導入と適切な事業量確保に取り組みます。

現在、広域幼稚園利用にて、名古屋市に約200人、稲沢市に約100人、あま市に約80人、北名古屋市に約10人、他市町村へ約10人と約400人の広域幼稚園利用者がいます。

②2号(教育ニーズなし)・3号認定(人)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
A 量の見込み	2号認定	1,194	1,186	1,191	1,175	1,171	
	3号	0歳	96	96	95	95	94
		1・2歳	512	504	503	500	496
	A 合計	1,802	1,786	1,789	1,770	1,761	
B 確保の内容	認定こども園	-	20 予定	20 予定	20 予定	20 予定	
	西枇杷島保育園	150	150	150	150	150	
	本町保育園	120	120	120	120	120	
	一場保育園	90	90	90	90	90	
	花水木保育園	280	280	280	280	280	
	新清洲保育園	100	100	100	100	100	
	朝日保育園	120	120	120	120	120	
	須ヶ口保育園	180	180	180	180	180	
	土器野保育園	120	120	120	120	120	
	桃栄保育園	150	150	150	150	150	
	星の宮保育園	160	160	160	160	160	
	中之切保育園	100	100	100	100	100	
	ネギヤ保育園	160	160	160	160	160	
	新設 保育園		140 予定	140 予定	140 予定	140 予定	
	小規模保育	-	10 予定	10 予定	10 予定	10 予定	
	家庭的保育	-	-	-	-	-	
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	
事業所内保育	-	-	-	-	-		
B 合計	1,730	1,900	1,900	1,900	1,900		
B-A	-72	114	111	130	139		

【提供体制の考え方】

平成 26 年度末に夢の森保育園を閉園するため、一時的に保育量は減りますが、平成 28 年度には西枇杷島地区に新設の公立保育園が開園します。夢の森保育園の跡地には前述しました私立の幼稚園、もしくは認定子ども園を誘致していきます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

##### 国の考え方

○各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

保護者が、産休・育休明けの際、円滑に教育・保育施設、さらに地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供し、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備することが必要となります。

0歳児の子どもの保護者が、育児休業の取得をしなかったり、取得しても保育所に入れるために年度初めに合わせて途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、ニーズ調査結果を分析し、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要です。

##### 【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 時間外保育事業（延長保育）
- ② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ③ 子育て短期支援事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児・病後児保育事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 妊婦健診事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業
- ⑪ 利用者支援（新規）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

## (2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### 国の考え方

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

### ■清須市における実施事業一覧(平成 25 年度時点)

		実施か所数	平成 25 年度実績	定員
①時間外保育事業(延長保育)		13	264 人	-
②放課後児童健全育成事業	低学年	11	362 人	420 人
	高学年	-	未実施	-
③子育て短期支援事業		-	未実施	-
④地域子育て支援拠点事業		11	35,035 人回	-
⑤一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	幼稚園 2か所	7,743 人日	-
	その他の一時預かり(未就学児)	保育園 4か所	2,207 人日	12 人
		-		
	-			
⑥病児・病後児保育事業		2か所(病後児のみ)	38 人日	6人
⑦ファミリー・サポート・センター事業		-	472 人日	-
⑧妊婦健診事業			730 人	-
⑨乳児家庭全戸訪問事業			709 人	-
⑩養育支援訪問事業			67 人	-
⑪利用者支援		-	-	-

※⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、今後市内でのニーズを見極め、必要に応じて実施を検討します。

### ①時間外保育事業(延長保育)(人)

通常の保育時間の前後に、保育所が在園児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	362	356	354	354	350
B 確保の内容	362	356	354	354	350
B-A	0	0	0	0	0

#### 【提供体制の考え方】

現行の時間外保育事業は、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内保育園では全ての園で実施しています。

新制度では保育の必要量の 2 区分（保育標準時間・保育短時間）に対応し、整備を行います。

## ②放課後児童健全育成事業(人)

主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業です。子ども・子育て支援新制度の下では、これまでの低学年のみならず、高学年まで事業範囲を拡充します。

過去5年間の実績	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 から3年生のみ	437	412	380	377	362

### ■今後 5 年間の量の見込みと確保方策

#### 1.西枇杷島小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年		56	57	47	53	48
A2 量の見込み 高学年		11	10	12	11	11
B 確保の内容	なかよしクラブ	30	30	30	30	30
	新クラブ(仮)	30	30	30	30	30
B-A1+A2		-7	-7	1	-4	1

#### 2.古城小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年		37	38	43	47	48
A2 量の見込み 高学年		7	8	7	7	7
B 確保の内容	あそびクラブ	30	30	30	30	30
	新クラブ(仮)	30	30	30	30	30
B-A1+A2		16	14	10	6	5

### 3.清洲小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年		112	108	110	107	106
A2 量の見込み 高学年		23	24	24	24	24
B 確保の内容	げんきっこクラブ	40	40	40	40	40
	にこにこクラブ	50	50	50	50	50
	新クラブ(仮)	40	40	40	40	40
B-A1+A2		-5	-2	-4	-1	0

### 4.清洲東小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年		47	48	49	44	46
A2 量の見込み 高学年		9	9	9	10	10
B 確保の内容	東げんきっこクラブ	30	30	30	30	30
	東にこにこクラブ	30	30	30	30	30
B-A1+A2		4	3	2	6	4

### 5.新川小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年		59	63	66	69	67
A2 量の見込み 高学年		11	11	10	10	11
B 確保の内容	新川児童クラブ	50	40	40	40	40
	わんぱくクラブ	30	40	40	40	40
B-A1+A2		10	6	4	1	2

### 6.星の宮小学校区

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年		29	33	29	32	33
A2 量の見込み 高学年		5	4	5	5	6
B 確保の内容	星の宮児童クラブ	40	40	40	40	40
B-A1+A2		6	3	6	3	1

7.桃栄小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年	26	27	24	25	23
A2 量の見込み 高学年	7	6	6	6	6
B 確保の内容 桃栄児童クラブ	30	30	30	30	30
B-A1+A2	-3	-3	0	-1	1

8.春日小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A1 量の見込み 低学年	42	46	49	45	47
A2 量の見込み 高学年	12	11	10	9	10
B 確保の内容	春日児童クラブ	30	30	30	30
	新クラブ(仮)	30	30	30	30
B-A1+A2	6	3	1	6	3

【提供体制の考え方】

放課後児童クラブは小学校ごとに区域設定し、高学年児童の受入れを順次開始します。

### ③子育て短期支援事業(ショートステイ)※(人日)

保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での一時預かり事業です。通称ショートステイ。市内には該当事業者はありません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	0	0

※ショートステイ(宿泊を伴う一時預かり)のみの目標事業量です。夜間の一時預かり(トワイライトステイ)の事業量の見込みについては、「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

#### 【提供体制の考え方】

市内にはショートステイ施設はありません。ニーズ調査においても、子どもを泊りがけで預かってほしいという需要はなく、今後も急激な社会情勢の変化等により、需要が発生する場合を除いて、事業設置検討はしない見込みです。

### ④地域子育て支援拠点事業※(人回)

地域子育て支援拠点事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	83,873	82,394	83,581	81,613	79,804
B 確保の内容	83,873	82,394	83,581	81,613	79,804
B-A	0	0	0	0	0

#### 【提供体制の考え方】

※地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センター(3施設)や児童館(8施設)で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育てや子育て支援に関する講習等があります。利用希望等を勘案し、適切な目標事業量を設定していきます。

また課題に対応できる高い専門性有する職員を配置するなど、地域子育て支援拠点における相談支援機能を強化し、子育てケアマネジメントを実施します。

現在、清須市内には子育て支援拠点が11施設あります。子育て支援センターは主に0～3歳児までが利用することができ、各所ともに保育園に併設しています。児童館は一般来館として、場所の提供をしており、どちらもイベントや講習などを行い、親子の交流・育児に関する支援を行っています。

## ⑤一時預かり事業※(人日)

### 【幼稚園の預かり保育】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1号認定による利用	9,757	9,553	9,489	9,534	9,404
	2号認定による利用	42,460	41,574	41,293	41,487	40,925
B 確保の内容		52,217	51,127	50,782	51,021	50,329
B-A		0	0	0	0	0

### 【その他の一時預かり】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		4,197	4,010	3,875	3,658	3,580
B 確保の内容	一時預かり事業	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	ファミリー・サポート・センター(病児・病後児を除く)	80	80	80	80	80
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
B-A		-617	-430	-295	-78	0

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり(未就学児)」については、一時預かり、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリー・サポート・センターを含めた目標事業量となります。

### 【提供体制の考え方】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間保育所その他場所に於いて、一時的に預かる事業です。実施園ごとに整備を行う体制を構築し、利用目的の明確化を含む一時保育事業のあり方を検討します。

## ⑥病児・病後児保育事業(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	2,411	2,371	2,359	2,355	2,329
B 確保の内容 病児保育事業	2,411	2,371	2,359	2,355	2,329
B-A	0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

児童が発熱や風邪等の病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保有する事業です。

利用希望把握調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

市内には病児保育施設がありません。病後児保育施設は市立保育園の2園にて実施。今後のニーズが増えるに従い、新たに医療機関等に併設するなどの措置を検討します。

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)<sup>※</sup>(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	480	500	480	470	460
B 確保の内容	480	500	480	470	460
B-A	0	0	0	0	0

※就学児の利用分のみ。未就学児の一時預かりの事業量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

### 【提供体制の考え方】

市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者(依頼会員)と、育児の援助を行いたい者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などがあります。

提供会員の拡大を目指すとともに、様々な預かりに対応するため、研修の充実による提供会員の個人のスキル向上を目指します。

また、市内で活動している、民間保育サポーター(タイム、えぷろん)と連携を図り援助内容の充実を目指します。

### ⑧妊婦健診事業(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	693	689	681	674	667
B 確保の内容	693	689	681	674	667

#### 【提供体制の考え方】

母子健康手帳と共に妊婦・乳児健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成しています。その他にも妊娠中の過ごし方の指導や、市の子育て情報についての冊子を配布、妊娠中の講座（パパママ教室）の案内をします。

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	689	691	687	683	676
B 確保の内容	689	691	687	683	676

#### 【提供体制の考え方】

保健センターの保健師または委託を受けた母子保健推進員が、生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。清須市では「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

### ⑩養育支援訪問事業(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	80	80	80	80	80
B 確保の内容	80	80	80	80	80

#### 【提供体制の考え方】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援・育児援助・家事援助等）を行う事業です。児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第 8 項に規定する要保護児童の人数を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

## ⑪利用者支援(箇所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0

### 【提供体制の考え方】

利用者支援に関する事業は、子ども・子育て支援にかかる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。利用希望調査により把握した目標の事業量を設定していきます。

## ⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものにかかる支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育または特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育等にかかる行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業です。

### 【提供体制の考え方】

国の動向に応じ、助成を実施していきます。

## ⑬多様な主体が参画する事を促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

### 【提供体制の考え方】

地域に保育が必要な子どもが多い地区を重点的に選び、必要に応じて保育施設の設置を検討します。